

## いわゆるマイナンバー法等の改正について

### 1 マイナンバー法の改正

#### マイナンバー法改正の経緯

デジタル手続法の成立（令和元年 5 月 24 日）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）が改正されることとなった。

#### マイナンバー法改正事項のうち都において条例改正が必要となるもの

##### (1) 国外転出者によるマイナンバーカードの利用

- 国外転出により住民票が消除されるとマイナンバーカードを利用できなくなるが、「戸籍の附票」を活用することで、国外に転出後も利用できるようにする。

※施行期日：公布の日から 5 年以内で政令で定める日

##### (2) 通知カードの廃止によるマイナンバーカードへの移行拡大

- マイナンバーカードへの移行を早期に促していく。

※施行期日：公布の日から 1 年以内で政令で定める日

### 2 マイナンバー法施行令の改正

#### ※ マイナンバーカードの記載事項の追加

- 女性活躍の推進に係る施策の一環として、「旧氏」をマイナンバーカードの記載事項に追加する。

※施行期日：令和元年 11 月 5 日



#### 特定個人情報の保護に関する条例の一部改正

上記法等の改正に伴い、特定個人情報の保護に関する条例の所要の改正を準備中